

協 定 書

愛知教育大学（以下「甲」という。）と長久手市教育委員会（以下「乙」という。）は、長久手市の小・中学校及び教育施設等における「学校サポート活動」の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 学校教員を目指す甲の学生が、乙に関係する小・中学校及び教育施設等でのサポート活動を通して子ども理解を深め、相互に連携しながら教職への意欲を高めることを目的とする。

（参加学生）

第2条 甲は、学生の希望を取りまとめて乙に申請し、乙は学校長等の許可に基づき受入を決定する。

（実施時期及び期間）

第3条 原則として9月から12月の水曜日午前中とし、乙は3時間×13回の39時間相当の活動を確保する。ただし、学生の授業時間割によってはこのかぎりではない。

（活動内容）

第4条 主に学級担任補助、教科指導補助、学校行事補助等の活動を行う。具体的な活動については、甲の定める実施要項を参考に学校長等と参加学生の間で決定する。

（経費）

第5条 活動に必要な経費については参加学生が負担する。

（災害補償）

第6条 学生の活動中の災害補償については、乙はその責任を負わない。

（保険加入）

第7条 甲は参加学生に甲の定める賠償責任保険に加入することを義務付ける。

（協定期間）

第8条 本協定は、締結の日から効力を発し、有効期間は1年とする。ただし、有効期間満了の3ヶ月前までに甲・乙いずれも改廃の申し入れが無いときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第9条 本協定に定める事項で疑義が生じたとき、または本協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議の上、新たに定めるものとする。

本協定を証するため、協定書を2通作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

平成28年4月1日

甲 愛知教育大学長

乙 長久手市教育委員会教育長

後藤ひとみ

堀田 未ゆみ